

委託に係る企画提案競技実施要項

令和8年度商店街経営実態調査及び消費者調査業務委託企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 募集内容

(1) 委託業務名

令和8年度商店街経営実態調査及び消費者調査業務委託

(2) 委託業務内容

別添仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日(月)までとする。

(4) 委託上限額

19,400,000円(消費税及び地方消費税(10%)を含む)を上限とする。

この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

2 参加資格の要件

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(1) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和6年埼玉県告示第833号)及び同要綱に基づき、業種区分「電子計算に関する業務・催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「市場調査業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(2) 過去5年間に於いて、国若しくは地方公共団体の調査委託業務(アンケート等の調査・分析業務)を履行した実績を有する者であること。

(3) 次のアからキまでに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われているものでないこと。ただし、手続き開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

カ 法人税、法人(都道府)県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

キ 仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。

3 企画提案競技に関する事項

(1) スケジュール

令和8年4月 1日(水) 公告掲載及び質問の受付開始

令和8年4月 8日(水) 午後5時 質問受付期限

令和8年4月13日(月)	質問回答期限
令和8年4月20日(月)午後5時	企画提案書等提出期限
令和8年4月24日(金)	第一次審査(書類審査)の結果通知
令和8年5月上旬	選考実施(プレゼンテーション審査)
令和8年5月上旬	選考結果通知

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 令和8年度商店街経営実態調査及び消費者調査業務委託提案応募申込書(様式1)
- (イ) 会社概要(様式2)
- (ウ) 商業登記簿謄本写し(過去3か月以内交付)
- (エ) 事業費等見積書(様式3)
- (オ) 企画提案書(様式任意 A4判・片面)
下記エ「企画提案書の記載事項」及び仕様書に基づき作成すること。
- (カ) 欠格に該当しない旨の誓約書(様式4)

イ 提出方法

電子メールとする。メール送付後、下記連絡先あてすみやかに電話で到着確認をすること。データ形式はPowerPoint 又はPDFに限る。

申込書メールの件名：企画提案競技参加申込_商店街経営実態調査及び消費者調査業務(企業名)

なお、添付ファイルの容量が10メガバイトを超える場合は一度電話連絡すること。送付先、連絡先は末尾記載の提出先とする。

ウ 提出期限

令和8年4月20日(月)午後5時まで

エ 企画提案書の記載事項

仕様書を踏まえ、記載する事項は概ね次のとおりとする。

(ア) 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び重要と考えるポイントを記載すること。

(イ) 事業実施計画

仕様書に沿って次の項目を含む具体的な企画案を記載すること。

なお、調査票の様式については、別紙「商店街経営実態調査 調査票例」及び「消費者アンケート調査 調査票例」を参考とすること。

- a 企画提案書の1ページ目(表紙)以外の様式は任意とするが、A4判で作成すること。
- b 企画提案書の1ページ目(表紙)は、様式1を使用すること。
- c 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。
- d 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。
 - (a) 本業務を実施するための必要な人数、職務内容など、具体的な業務実施体制
 - (b) 個人情報等の取り扱いや調査に使用する機器等の適切な管理など情報漏洩の防止策等の情報管理体制(パソコンの持ち出しを制限する物理的措置やハードディスクの暗号化対策など)
 - (c) 本調査における基本的な考え方
 - (d) 下記各項目における調査を実施するうえでの工夫(アンケート調査票回収率を高めるための方法や有効な回答を得るための方法など)
 - ・ 商店街調査におけるアンケート調査
 - ・ 商店街調査における商店街訪問調査
 - ・ 商店街調査における個別商店訪問調査
 - ・ 消費者調査における来街者面談調査
 - ・ 消費者調査におけるアンケート調査
 - (e) 下記各項目における商店街振興施策を推進するための調査項目の追加提案

など

- ・ 商店街調査におけるアンケート調査
- ・ 商店街調査における商店街訪問調査
- ・ 商店街調査における個別商店訪問調査
- ・ 消費者調査における来街者面談調査
- ・ 消費者調査におけるアンケート調査

(f) 本調査における誤配送・誤入力・誤集計の防止策

(g) 本調査結果の分析の方針

(h) 本調査結果の考察の方針

(i) 報告書の構成、レイアウトが読み手に取って読みやすくなるような工夫など

(j) オリジナル業務項目の提案

(ウ) 詳細な事業実施スケジュール（工程表）

(エ) 連携・協力先

本業務を実施するために連携・協力が可能な企業・団体等があれば、名称及び内容を記載すること。

(オ) その他必要と認められる事項

オ その他

(ア) 提出書類は一切返却しないものとする。

(イ) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

(ウ) 本実施要項に違反した場合や提出書類に虚偽の内容を記載した場合は応募を無効とする。

(3) 質問事項の受付・回答

募集の内容等に関する質問を下記とお受け付ける。

ア 受付期間

令和8年4月8日（水）午後5時まで

イ 受付方法

質問書（様式5）に記入の上、電子メールで提出し、下記連絡先あてすみやかに電話で到着確認をすること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、4月13日（月）までに県ホームページに掲載する。なお、電話による質問には、簡易なものを除き応じない。

4 委託候補者の決定方法

(1) 選定方法

委託先の選定にあたっては、県が設置する審査委員会において提案内容を総合的に審査し、当該審査の結果、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。

(2) 審査項目

審査項目は概ね下記のとおり。

ア 事業（仕様書）の理解度

仕様書を的確に理解し、本業務を実施する上での基本方針及び重要と考えるポイントは仕様を達成できる内容であるか。

イ 事業の実施体制などの事業遂行能力

(ア) 本業務を実施するための必要な人数、職務内容などの業務実施体制は仕様を達成できる体制であるか。

(イ) 個人情報等の取り扱い及び漏洩防止などの情報管理体制は十分な体制であるか。

(ウ) 事業を遂行するために必要な能力や実績を有しているか。

ウ 事業の企画力

アンケート調査票回収率を高めるための方法や有効な回答を得るための方法、商店

街振興施策を推進するための調査項目の追加提案などは、事業を遂行するうえで専門的なノウハウを活用した内容であるか。

エ 事業報告書作成における工夫

調査結果の分析及び考察、報告書の構成、レイアウトは読み手が読みやすくなるような工夫がされているか。

オ 事業の効果を高める提案

オリジナル業務項目の提案は、本事業の効果を高めるような提案であるか。

カ 事業費等見積書の合理性

経費等が合理性のある積算であるか。

(3) 第1次審査（書類審査）

応募者が5者以上の場合、企画提案書及びその他提出書類による第1次審査（書類審査）を実施し、第1次審査を通過した者（4者程度）のみ、第2次審査（審査委員会によるプレゼンテーション審査）を行う。

なお、第1次審査の結果（未実施含む）は、応募者全員に電子メールで通知する。

5 第2次審査（審査委員会によるプレゼンテーション審査）

(1) 日程等

令和8年5月上旬にさいたま市内（県庁近辺）で開催予定。（オンライン開催の場合あり。）詳細な場所・時間等については、企画提案書等を提出した者に対し、応募者多数の場合の書類審査の結果を含め、電子メールで通知する。

(2) 内容

ア 「3（2）企画提案書等の提出」の書類に基づくプレゼンテーション及び質疑応答
イ 企画提案書等に記載した内容と異なる新たな提案は行わないこと。

ウ プロジェクターを使用する場合は、県が用意したものを使用すること。

プレゼンテーションデータは、令和8年4月28日（火）午後5時までに下記提出先あて提出すること。

(3) プレゼンテーション等の時間

1者当たり15分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑を10分程度行うこととする。

(4) 出席者

1者につき3名以内とし、本業務を直接担当する者を1名以上出席させること。

なお、審査委員会に出席しなかった者の提案は、審査の対象としない。

(5) 審査結果

文書で通知する。

6 契約の相手方の決定方法

県は、契約候補者（審査の結果、評価が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、契約候補者と協議が整わない場合は、評価が2番目に高かった者と改めて協議を行う。なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 本実施要項に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合

(3) 見積書の金額が契約限度額を超える場合

- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 企画提案書等の情報公開

契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。
また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

9 その他

- (1) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

10 問合せ先・質問事項及び企画提案書等の提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎5階）

電 話：048-830-3754

電子メール：a3750-11@pref.saitama.lg.jp

